「一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、北九州市交通局から令和6年9月27日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(路線廃止)届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。 意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号:九運公第80号

事案番号:福6廃19(北九州市交通局)

イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月15日(水)14時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

【水巻町】

水巻町企画課長 手嶋 圭吾

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(北九州市交通局)との協議内容 令和6年9月27日付けで北九州市交通局から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線 の廃止の申出書が提出された。

令和6年10月22日に福岡県、福岡運輸支局、中間市、水巻町、北九州市交通局出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

- (2) 自治体や住民等の意見 関係自治体が回答する。
- (3)路線廃止に対する代替交通 関係自治体が回答する。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 関係自治体の意向を尊重する。

【水巻町】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(北九州市交通局)との協議内容及び自治

体や住民等の意見

当町は、令和2年度から町公共交通の全面再構築事業に取り組んでおり、令和5年2月からは当町地域公共交通会議にて、令和7年4月1日からの新たな交通体系による運行開始に向けた検討を行っているところです。

今回廃止される路線は以前から利用者が非常に少なく、住民からも改善要望が寄せられていたことから、同会議において、当該路線の代替交通を当町が運行し改善を図ることとしたことを受け、当該路線の運行事業者である北九州市交通局が廃止を決定したものです。今回の路線廃止及び代替交通については既に住民にも周知を図っており、また、北九州市交通局及び廃止路線の経由地である中間市とも協議を実施し、合意に至っております。加えて、福岡県バス対策協議会に対しても、本陳述書と同様の報告を行っております。

(2)路線廃止に対する代替交通の計画

水巻町が新たに運行するコミュニティバスを代替交通とする予定です。

(3) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

上記代替交通の運行開始予定日が令和7年4月1日であることから、廃止予定日の繰り 上げには了承できかねます。